

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び石垣市財務規則（昭和 58 年規則第 2 号）第 92 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 9 日

石垣市長職務代理者

石垣市副市長 知念 永一郎



1 入札対象業務

- (1) 委 託 名：石垣市長選挙ポスター掲示場設置等業務委託
- (2) 業務概要：石垣市長選挙におけるポスター掲示場の設置・維持管理・撤去業務
- (3) 設置場所：石垣市内一円 135 ヶ所
- (4) 設置期日：道路使用許可日以降から告示日 5 日前まで
- (5) 維持管理：設置完了日から選挙期日まで
- (6) 撤去期間：選挙期日の翌日から 5 日間

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

3 入札参加資格の確認

本業務の入札参加希望者は、2 に掲げる事項について資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (1)、(2)
- イ 商業登記簿謄本等の写し
- ウ 義務履行証明書(石垣市内に本店または支店等がある場合。発行日は入札日前、直近1ヶ月以内。)

(2) 提出期間：令和7年7月11日(金)から令和7年7月16日(水)

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日除く)

(3) 提出場所：石垣市選挙管理委員会事務局

(4) 提出方法：上記申請書等を持参するか、郵送(提出期限当日消印有効)により提出すること。(郵送する場合は事前に連絡すること)

(5) 入札参加資格の確認結果の通知：令和7年7月16日(水) 郵送にて通知予定

(6) 苦情申し立て

入札参加資格が無いと認められた者は、契約担当者に対してその理由について次により説明を求めることができる。

契約担当者は、説明を求められた日から2日以内(土・日・祝日除く)に説明を求めた者に対して書面をもって回答する。

ア 提出期限：令和7年7月18日(金) 午後3時

イ 提出場所：石垣市選挙管理委員会事務局

ウ 提出方法：書面(任意様式)を持参するか、郵送(提出期限当日消印有効)により提出すること。(郵送する場合は事前に連絡すること)

4 入札手続き等

(1) 入札資料の配布

期間：令和7年7月11日(金)から令和7年7月16日(水)

配布方法：石垣市ホームページからダウンロード

(ホーム→組織から探す→選挙管理委員会事務局(0980-82-8544)→選挙管理委員会からのお知らせ→一般競争入札のお知らせ(ポスター掲示場設置等業務))

公告・仕様書等に関する質問及び回答

提出期限：令和7年7月15日(火) 午後5時

回答期限：令和7年7月16日(水)

回答方法：問い合わせ事業者及び全入札参加業者にメール又はFAXにより回答

(2) 入札日時：令和7年7月22日(火) 午後2時

(3) 入札場所：石垣市役所 2階 大会議室1

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（7）入札に関する注意事項

- ア 入札者は自己の印鑑を必ず持参すること。
- イ 入札書、委任状には、「業務名」及び「業務場所」について、この公告の記載に従い記入すること。
- ウ 委任状を受けた代理人が入札を行う場合、委任状の提出がないと入札に参加することはできない。
- エ 申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合は入札締め切り日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。
- オ 入札参加資格を確認された者であっても、確認後に石垣市の指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札参加できない。

5 入札の無効

（1）次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- ア 入札者が同一業務に対し、2通以上の入札をしたとき。
- イ 入札に関し談合又はその他不正行為があったとき。
- ウ 入札書に記名押印がないとき。
- エ 入札書に誤字、脱字等で記載事項が確認できないとき。
- オ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- カ 入札書の表記金額を訂正した入札をしたとき。
- キ 石垣市に本店・支店等がある入札参加者で本市が発行する義務履行証明書の提出を行わない者が入札をしたとき。

（2）この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、資格確認申請書及び資格確認資料に虚偽の申請をした者の入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 落札者の決定

- （1）予定価格調書内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- （2）同額の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

7 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金：免除

※ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として見積金額の100分の5を石垣市に納付しなければならない。

(2) 契約保証金：免除

※ただし、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合、損害賠償金として契約金額の100分の10を石垣市に納付しなければならない。

8 その他事項

- (1) 提出された「入札参加資格確認申請書」及び「資格確認資料」は返却しない。
- (2) 資格確認資料を提出期限までに提出しない者並びに一般競争入札参加資格が無いと認められた者は、入札に参加することができない。
- (3) 入札参加者は、「石垣市長選挙ポスター掲示場設置等業務仕様書」を熟読し、これを遵守すること。
- (4) 落札者は、石垣市暴力団排除措置要綱に基づき、誓約書を提出すること。

問い合わせ先

石垣市選挙管理委員会事務局

電話：0980-82-8544

Email: senkankk@city.ishigaki.okinawa.jp